

○「職務の遂行に通常伴うと認められる合理的な行為」の取扱いについて

〔昭和49年5月28日地基補第244号〕  
各支部事務長あて 補償課長

第1次改正 昭和52年6月14日地基補第300号  
第2次改正 平成4年9月1日地基補第169号  
第3次改正 平成15年9月24日地基補第155号

下記の行為は、「公務上の災害の認定基準について」（平成15年9月24日地基補第153号）の記の1の(1)のイの「職務の遂行に通常伴うと認められる合理的な行為」に該当するものとして取り扱うこととしたので、その処理に遺漏のないようにされたい。（第1次改正・一部、第2次改正・一部、第3次改正・一部）

記

- 1 勤務公署内に食事をする施設がない場合又は勤務公署内にある食事をする施設が不十分な場合において、勤務公署に近接する食堂を指定食堂としているとき及び勤務公署の近辺に数軒の食堂しかなく、職員がそれらの食堂を利用せざるを得ないような状況にあるときに、食事のため、当該勤務公署と食堂との間を合理的な経路及び方法により往復する行為
- 2 勤務公署内に医療機関がない場合又は勤務公署内にある医療機関が不十分な場合において、負傷又は疾病のため緊急の治療が必要であると認められる職員が、所属部局の長の指示又は了解を受けて、当該治療のため、勤務時間を割いて当該勤務公署と最寄りの医療機関との間を合理的な経路及び方法により往復する行為